

○宇和島市最低制限価格制度実施要領

平成22年3月25日

告示第10号

改正 平成22年10月13日告示第48号

平成24年9月20日告示第70号

平成25年12月19日告示第93号

平成26年3月6日告示第12号

平成30年3月1日告示第8号

令和元年8月23日告示第27号

令和2年3月16日告示第23号

令和4年3月30日告示第29号

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事(以下「工事」という。)の競争入札における低価格の入札に関し、工事の契約の内容に適合した履行の確保を図るため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10第2項(令第167条の13において準用する場合を含む。)及び宇和島市契約規則(平成17年規則第56号。以下「規則」という。)第13条の2の規定に基づく最低制限価格の設定等最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要領の対象は、予定価格が5,000万円未満の工事とする。ただし、総合評価落札方式により落札者を決定する場合及び市長が特に対象外と認める場合には適用しない。

(最低制限価格の算定)

第3条 前条に規定する工事の契約に係る最低制限価格は、別表に掲げるところにより算出した額とする。

(最低制限価格の事後公表)

第4条 前条の規定により算定した最低制限価格は、契約の締結後に公表するものとする。

(落札者の決定)

第5条 入札価格が最低制限価格に110分の100を乗じて得た額を下回る場合は、入札執行者は、当該入札をした者を落札者とせず、その旨を当該入札者に通知するとともに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をし

た者を落札者として決定するものとする。

- 2 前項の予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合、落札者の決定は、抽選によるものとする。

(落札者決定の通知)

第6条 入札執行者は、前条の規定により落札者を決定したときは速やかに落札者に落札決定通知を行い、入札結果を公表するものとする。

- 2 公表の方法は、入札結果表を閲覧により公表するとともに、結果を宇和島市ホームページに掲載し、その他の入札者にはこれをもって結果の通知に代えるものとする。

(入札参加者への周知)

第7条 市長は、規則第4条及び第5条の規定による一般競争入札の公告をし、又は規則第21条及び第22条の規定による指名競争入札参加者の指名及び通知(以下「入札公告等」という。)をするに当たっては、次に掲げる事項を宇和島市ホームページに掲載するなどして周知を図るものとする。

- (1) 最低制限価格が設定されていること。
- (2) 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者は落札者となれないこと。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(宇和島市変動型最低制限価格制度の試行要領の廃止)

- 2 宇和島市変動型最低制限価格制度の試行要領(平成20年1月4日施行)は廃止する。

附 則(平成22年10月13日告示第48号)

この要領は、平成22年11月1日から施行する。

附 則(平成24年9月20日告示第70号)

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成25年12月19日告示第93号)

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇和島市最低制限価格制度実施要領の規定は、この要領の施行日の日以後に入札公告等を行う工事について適用し、同日前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。

(最低制限価格の算定等の特例)

- 3 この要領の施行の日から平成26年3月31日までの間に契約締結を行う案件のうち、予定価格の算定に当たり消費税(地方消費税を含む。)の率を8パーセントで算定しているものについては、第5条中「105分の100」とあるのは「108分の100」と、別表中「1.05」とあるのは「1.08」と読み替えて適用する。

附 則(平成26年3月6日告示第12号)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月1日告示第8号)

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇和島市最低制限価格制度実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札公告等を行う工事について適用し、同日前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。

附 則(令和元年8月23日告示第27号)

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇和島市最低制限価格制度実施要領の規定は、この要領の施行日の日以後に入札公告等を行う工事について適用し、同日前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。

(最低制限価格の算定等の特例)

- 3 この要領の施行の日から令和元年9月30日までの間に契約締結を行う案件において、予定価格の算定に当たり消費税(地方消費税を含む。)の率を8パーセントで算定しているものについては、第5条第1項中「110分の100」とあるのは「108分の100」と、別表中「1.1」とあるのは「1.08」と読み替えて適用する。

附 則(令和2年3月16日告示第23号)

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇和島市最低制限価格制度実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札公告等を行う工事について適用し、同日前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。

附 則(令和4年3月30日告示第29号)

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇和島市最低制限価格制度実施要領の規定は、令和4年6月1日以後に入札公告等を行う工事について適用し、同日前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。

別表(第3条関係)

区分	最低制限価格	備考
土木工事	$(\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68) \times 1.1$	計算式により算出した額が予定価格に7.5/10を乗じて得た額を下回る場合にあっては、予定価格に
建築工事(建築物に係る機械設備工事及び電気設備工事等を含む。)	$\{ \text{直接工事費} \times 0.9 \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68 \} \times 1.1$	7.5/10を乗じて得た額を最低制限価格とする。

注1 最低制限価格については、費目ごとに所定の率を乗じたもの(円未満切捨て)の合計に1.1を乗じた額(円未満切捨て)とする。

注2 事前公表した予定価格を超えるもの及び予定価格に7.5/10を乗じて得た額を下回るものは無効とする。